



JAL不当解雇撤回ニュース

No 081 号 2011.11.17
 発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局
 連絡先:航空労組連絡会事務局
 〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
 フェニックスビル内
 TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikekai.com>

雇止め有効判決は不当 CCUは東京高裁に控訴 JAL 契約制客室乗務員雇止め事件

パワハラに執拗な退職強要は違法と認定し過料を命じたものの、雇止めは有効とした東京地裁の判決。CCUは、控訴期限を迎えるまでの間に、自主交渉による解決を目指し、トップ交渉を申し入れましたが、日航は拒否。こうした状況を踏まえ、CCU・原告は、地裁判決のままでは「人間らしく働きたい」と言う提訴に至った原告の思いや、今の非正規労働者の現状を解決する一助にもならない、絶対に認められないとして、東京高裁に控訴することを11月11日に決定ました。また、日本航空も11月14日、過料の判決を不服として東京高裁に控訴しました。

会社主張を鵜呑みした 雇止め有効の判決は認められない

地裁判決は、元上司による面談発言の一部が、違法な退職強要であると認定。さらに元上司の不法行為は、会社の業務執行に関して実行されたものであり、会社も使用者責任を負うべきである、と断罪しました。

しかし雇止めについては、原告が元上司にあてた個人的なメールや手紙、また事実無根であるにもかかわらず強制的に書かされた複数の反省文等を証拠に、雇止めは有効としたのです。このように、原告の主張は全く反映されず、被告会社側主張のみを採用して書かれた雇止め有効の判決は、到底受け入れられるものではありません。

人間らしく働ける職場にしたい この原告の思いにはつながらない判決

そもそも原告が提訴を決意するに至ったのは、原告一人の雇止め撤回だけを求めたのではありません。契

約制客室乗務員は身分不安定で、非正規であるがゆえに、自主退職の形式をとらされながら、不本意な退職を強いられてきた数々の実態があった中で、理不尽な会社のやり方に泣き寝入りせず、その不当性を明らかにすることで、人権が守られ、人間らしく働ける職場に変えたいとの思いからでした。地裁判決のままでは、提訴に至った原告の思いに応えることも、今の非正規労働者の現状の解決の一助にもなりません。

高裁では負けられない！ 今までにも増して大きな支援を

事実すら捻じ曲げられたこの判決を確定させるわけにはいきません。

高裁での闘いは、必ず勝利しなければなりません。公正な判決と原告の職場復帰を1日も早く勝ち取るために、引き続きご支援をお願いします。

JAL 不当解雇撤回国民共闘の新ホームページ
<http://www.jalkaikekai.com>

2011年度の中間決算 またまた計画上回る高収益

JALの中間決算が発表されました。経済の停滞、東日本大震災という経営環境下にあっても、営業利益は年度目標の758億円を大きく上回る1061億円（営業利益）と、史上最高の前年度並

ぶ高利益を計上しています（左表）。中間決算と同時に発表された、修正年度見通しでは、営業利益は1400億円と、当初計画を上方修正しています（右表）。

更生計画を大きく上回る大もうけ。整理解雇の不当性は明らかです。日本航空は、利益第一主義を改め、原告全員を職場に戻すべきです。

2011年度の見通し(単位:億円)

	日本航空		全日空
	2011	2010	2011
営業収入	5,998	7,665	7,048
営業費用	4,936	6,569	6,547
営業利益 (利益率)	1,061 (17.7%)	1,096 (14.3%)	501 (7.1%)
経常利益	1,031	—	375
当期利益	974	—	228

	今回発表	計画
営業収入	11,500	11,530
円業費用	101,00	10,772
営業利益	1,400	758
経常利益	1,300	—
当期利益	1,200	—